

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和3年2月24日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を必要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

(別添)

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000207号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000066号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和54年2月1日から昭和53年9月26日に訂正し、請求期間①のうち昭和53年9月の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

昭和53年9月26日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る昭和53年9月26日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者のA社における昭和53年9月から昭和54年1月までの標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

昭和53年9月の標準報酬月額(上記厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額8万円を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

昭和53年10月1日から昭和54年2月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和34年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和53年9月26日から昭和54年2月1日まで

② 昭和55年3月26日から同年4月1日まで

請求期間①について、私は、B社に昭和50年4月1日に入社し、その後事業所名が変更されたA社に昭和55年3月に退職するまで継続して勤務していたので、B社の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が昭和53年9月26日でA社の取得年月日が昭和54年2月1日なのはおかしい。A社の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を、B社の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日である昭和53年9月26日とし、保険料が控除されている昭和53年9月は年金額に反映させ、保険料が控除されていない昭和53年10月から昭和54年1月までは年金額に反映されなくてもいいので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

請求期間②について、私のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和55年3月26日とされているが、同年3月分の給料支払明細書では同年3月25日までの勤務ではあるものの保険料が控除されているので、A社の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を同年4月1日として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、B社が経営者の変更により事業所名がA社に変更された時期を正確に記憶していないものの、請求者から提出された給料支払明細書、雇用保険の加入記録等により、請求期間①にA社に継続して勤務し、請求期間①のうち昭和53年9月に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社は昭和54年2月1日から厚生年金保険の適用事業所となっているところ、請求期間①においては、適用事業所としての記録が無い。

しかしながら、請求者及び事業所別被保険者名簿により請求者と同様に昭和53年9月26日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、昭和54年2月1日にA社において被保険者資格を取得していることが確認できる5人の雇用保険の加入記録並びに当該5人中3人の陳述から、A社には、請求期間①に5人以上の従業員が勤務していたことが推認できる。このことから、同社は請求期間①において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

以上のことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和54年2月1日からB社における被保険者資格の喪失年月日である昭和53年9月26日に訂正することが必要である。

また、標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準

報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の昭和 53 年 9 月に係る標準報酬月額については請求者から提出された給料支払明細書により確認できる報酬月額及び保険料控除額から 8 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る昭和 53 年 9 月 26 日から同年 10 月 1 日までの期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、請求者から提出された給料支払明細書によると、請求者は、請求期間①において、事業主により給与が支払われていることが確認できるものの、請求期間①のうち昭和 53 年 10 月から昭和 54 年 1 月までの保険料については事業主により給与から控除されていないことが確認できる。また、請求期間①について、請求者から提出された給料支払明細書により確認できる当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記厚生年金特例法による訂正後の昭和 53 年 9 月に係る標準報酬月額よりも高額であることが認められる。

したがって、請求期間①の標準報酬月額については、請求者から提出された給料支払明細書により確認できる報酬月額から、8 万 6,000 円とすることが妥当である。

昭和 53 年 9 月の標準報酬月額（上記厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額 8 万円を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

昭和 53 年 10 月 1 日から昭和 54 年 2 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

請求期間②について、請求者から提出された A 社における給料支払明細書によると、事業主により給与から昭和 55 年 3 月に係る保険料が控除されていることが認められる。

しかしながら、厚生年金保険法において被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者資格を取得した月からその被保険者資格を喪失した月の前月までを算入するとされ、被保険者資格の喪失時期は事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、昭和 55 年 3 月を被保険者期間とするには、同年

3月31日まで事業所に使用されていなければならないが、請求者の陳述、雇用保険の加入記録等により、請求者は、同年3月25日に離職したことが確認でき、請求者が同年3月31日までA社に使用されていたとは認められない。

以上のことから、昭和55年3月は、請求者がA社において、厚生年金保険の被保険者期間とならない月であり、同月に控除された保険料については、保険料の徴収の対象とならないことから、厚生年金保険法の規定により請求期間②を被保険者期間として認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000213号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000067号

第1 結論

請求期間②について、請求者のA社(現在のB社に合併して解散)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成4年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

平成4年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間②の厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間①について、請求者のC社D営業所(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和63年3月21日から同月20日に、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を同月22日から同月20日にそれぞれ訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和63年3月20日から同月22日まで
② 平成4年3月31日から同年4月1日まで

国の記録では、請求期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間とされていないが、私は、C社の営業所又はA社の営業所に継続して勤務しており、保険料を給与から毎月控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②について、本社から提出された請求者に係る「社員台帳2」(以下「人事記録」という。)並びに本社及びB社の回答並びに請求者の雇用保険の加入記録から、請求者は請求期間②においてA社に継続して勤務し(平成4年4月1日に同

社からE社に異動)、請求期間②に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成4年3月の標準報酬月額については、オンライン記録で確認できる請求者のA社における同年2月の標準報酬月額から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、請求期間②について、請求者に係る保険料を納付したか否かは不明であると回答しているものの、同社から提出された請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主は請求者の資格喪失年月日を平成4年3月31日として社会保険事務所(当時)に対して届け出たことが確認できることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間②に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間①について、上記の人事記録並びに本社及びB社の回答並びに請求者の雇用保険の加入記録から、請求者は請求期間①においてA社に継続して勤務し、昭和63年3月20日にC社D営業所からA社に異動していることが確認できることから、請求者のC社D営業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を同月21日から同月20日に、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を同月22日から同月20日にそれぞれ訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000208号

厚生局事案番号 : 東北(国)第2000011号

第1 結論

昭和49年10月から昭和50年6月までの請求期間については、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年10月から昭和50年6月まで

私は、父親から生前に、私の保険料は納付通知どおりに納付しており、未納にした覚えはないと聞いている。また、家族の保険料は未納期間がなく納付されているのに、私の請求期間の保険料だけ未納とされているのは不自然だと思うので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和51年6月25日にA町(現在は、B町)において払い出されていることが確認できる上、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の資格取得年月日から、請求者に係る国民年金の加入手続は、請求者が20歳に到達した昭和49年*月*日を資格取得日として昭和51年4月に行われたものと推認できるところ、請求者に係るA町の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によると、請求期間の一部を含む昭和50年4月から昭和51年3月までの保険料は、昭和52年8月18日に過年度納付されていることが確認できる。

しかしながら、前述の保険料が過年度納付された期間のうち昭和50年4月から同年6月までの保険料については、保険料の徴収権が時効により消滅した後の納付であることが確認できる上、日本年金機構が保管する還付整理簿によると、当該保険料は時効による過誤納を事由として、昭和52年10月17日に還付決定され、同月31日に支払われていることが確認できる。また、請求者に係る国民年金被保険

者台帳（マイクロフィルム）においても昭和 50 年 4 月から同年 6 月までの保険料については還付の記録が確認できる上、上記被保険者名簿の昭和 50 年 4 月から同年 6 月までの保険料の検認記録欄には、「時効」の押印が確認できることから、当該還付処理は適正なものであると認められる。

また、昭和 50 年 4 月から昭和 51 年 3 月までの保険料が過年度納付された昭和 52 年 8 月 18 日時点では、請求期間に係る保険料は、保険料の徴収権が時効により消滅しているため、納付することはできない上、請求者に係る上記被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によると、請求期間のうち昭和 49 年 10 月から昭和 50 年 3 月までの保険料が納付された記録は確認できない。

さらに、請求者は、請求期間に係る保険料について、請求者の父親が父親の保険料と一緒に納付していたとしているが、父親に係る A 町の国民年金被保険者名簿によると、父親の昭和 49 年 10 月から昭和 50 年 6 月までの保険料は、請求者に係る国民年金の加入手続が行われたと推認できる昭和 51 年 4 月より前に納付されていることが確認できることから、父親は父親の当該期間に係る保険料と一緒に請求者の請求期間に係る保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、請求者は、請求者の国民年金の加入手続及び請求期間に係る保険料の納付には関与しておらず、請求者の国民年金の加入手続及び請求期間に係る保険料の納付を行ったとする請求者の父親は既に亡くなっていることから、請求者の国民年金の加入手続及び請求期間に係る保険料の納付状況について確認することができない。

また、請求者は、請求期間の保険料について、請求者の父親が納税組合を通じて納付していたのではないかと思う旨陳述しているが、B 町は、保険料の納付組織については、資料が無く不明である旨回答している上、請求者は、納税組合は既に無くなっており、請求期間当時の集金人については当番制であったのでわからない旨陳述していることから、請求期間に係る保険料の納付組織及び請求者の保険料の納付状況等について確認することができない。

さらに、請求者の住民票によると、請求者は A 町以外に住民票を異動した記録が無いことから、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出される事情はない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンラインシステムにより氏名検索を行ったものの、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。